

4. 第1項について、丙またはその他の第三者から甲に対して賃料等の支払いが前書(3)の期日を経過してからあつたとしても、
※本書式は一例です。契約された当時の管理会社や契約内容によって、書式が異なります。

(解約の申し入れ)

- 第14条** 甲は、本契約の中途解約および更新拒絶するについて正当事由があり、かつ、本契約終了日前6か月以上の猶予期間をおくことで解約することができる。
- 2 乙は、甲に対して少なくとも 1 ヶ月前に書面による解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、乙は、解約申し入れの日から 1 ヶ月の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して 1 ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

(契約の消滅)

- 第15条** 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。